貿易実務のツボ 第7号



L/C発行依頼書の記入方法

輸入取引の開始にあたって、銀行に信用状の発行を依頼する際には、信用状開設依頼書を作成 して、これを提出します。

では、実際にはどのようなことを依頼書に記入するのでしょうか?

信用状の様式については、明確・正確かつ完全な指示によって、貿易取引を円滑に進めるた め、国際商業会議所において信用状の標準様式が制定されていて、当行もこの形式に則っていま

信用状 開設依賴書

信用状開設依頼書の内容について、現在当行が実際に使ってい る「APPLICATION FOR IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT(信用状 発行依頼書)」に基づいて見ていきましょう。

- と異なる場合は、別途下段にご記入下さい。
- ①ご依頼日:信用状の発行希望日がご依頼日||②信用状の通知方法:現在当行では、FULL CABLE(電信)のみの取扱となっています。
- ③無確認信用状による発行:確認信用状*とは、発行銀行以外の銀行が支払い保証を追加確 認した信用状のことです。発行銀行が、輸出者側にとって馴染みが薄い等の理由で不安が ある場合に、この形式を用いることがあります。しかし、当行発行の信用状は海外からの 信用度が高いので、確認を要求されることはほとんど無く、原則としては無確認信用状で 発行しています。
- ④譲渡可能:譲渡可能信用状*を発行する場合は、Transferableの表示が必要になります。
- ⑤**通知銀行:**輸出者に対し、信用状が発行されたことを通知*する銀行を記入します。通常 は、輸出者の所在地または近接地にある、発行銀行のコルレス銀行*を記入します。
- ⑥受益者名・住所:受益者名と住所を正確に 記入して下さい。速やかに通知できるよ う、電話番号等が記入されていれば、なお 良いです。
- ⑦ご依頼人名・住所:信用状発行依頼人の名 称および住所を正確に記入して下さい。
- ⑧L/C発行金額*:信用状金額を、通貨も表示 して正確に記入して下さい。
- ②有効期限*と書類の提示場所:信用状の有効期限と、書類の呈示場所を記入して下さい。 信用状の有効期限は、船積期限に船積書類の呈示期間を加算した日付になります。
- ⑩船積期限*:積出日の最終日を、明確に記入して下さい。
- ⑪呈示期間*:船積書類の銀行への呈示期間を記入します。取引の性質等によって妥当な期 間は異なりますが、通常は10日程度、長くても21日以内と考えられます。
- ②船積地・陸揚地:特定の地点(港など)または特定の国・地域など、必要に応じて明確に記 入して下さい。
- ⑬分割船積*:分割船積を許容する場合は「ALLOWED」、禁止する場合は「PROHIBITED」に チェックして下さい。
- ⑭積替:積替を許容する場合は「ALLOWED」、禁止する場合は「PROHIBITED」にチェックして下さ

L/C発行依頼書の記入方法

O THE HO	KURIKU BA : LC: 取引统		: 輸 一希望する 一希望しな	い ハ 一希望する	5 -	店番·店名	検印 係印 確認
é NO.			→ 本邦ローン ・ マクサブタンス	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	В		
ご依頼日 DATE 年 (1)		ISSUING DATE : DD	・円建期限付・異種通貨()	日融 ・その他	() 日 L	NO: ONE, TWO	
発行希望日(ご依頼日と異	なる場合) 4音	用状の通知方法	2FULL CABLE	無確認		IED (確認信用状をご希望の場合	
: AD :	月 日 1			譲 渡 可 能 : AP:	TRANSFERA	ABLE(譲渡銀行は通知	銀行) (4)
通知銀行 ADVISING BANK	⑤		国名	ご依頼人名・住所 APPLICANT'S NAME AND ADDRESS	7		
: BN: 受益者名·住所 BENEFICIARY'S NAME AND ADDRESS	6	[: то:		: AM: / 発行金額 - AMOUNT (IN FIGURES)	8	: ML : [%MORE OR LESS ALLOV
:FM: 船積港	(12	陸揚港		有効期限: EX: DATE AND PLACE OF		船積期限: SH: LATEST DATE FOR	
SHIPMENT FROM 分割給積 : PA: PARTIAL SHIPMENTS		10	ALLOWED PROHIBITED	EXPIRY	9 : PR :	SHIPMENT	(10) SHIPMENT BUT WITHIN THE
AT D	AYS SIGHT) FOR	FULL MOICE V	THE ADVISING BANK) (B ALUE / % INVOI	CE VALUE) DRAWN	ON YOU (18)YOU	JR CORRESPONDENTS.	
要求書類 . UN . Y . N REQUIRED DOCUMENTS	SIGNED COM	MMERCIAL INVOICE IN		INDICATING		(火 NO. ま	たは <i>ど</i> NO.等).
ENDORSED THE INSTI	OR AIR) INSURA O IN BLANK, FOI TUTE CARGO CI USES AND THE IN	R 110% OF THE INVO LAUSES (TIFICATE IN DUPLICATE, ICE COST INCLUDING:), THE INSTITUTE TS AND CIVIL COMMOTIONS			ED BY APPLICANT (BUY)	
CERTIFICA	TE OF ORIGIN G	V					
帝品 CDVERING GOODS 特別条件 ジタ SPECIAL CONDITIONS X T. T. REIMBU X ALL BANKIN X DISCREPACY	TE OF ORIGIN IN TE OF ORIGIN IN (極力簡潔にご記 「極力簡潔にご記 IRSEMENT IS (□ IG CHARGES AND IN OTHER OF ORIGIN IN OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER	入下さい) 入下さい) ACCEPTABLE / □ PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (□ A	取引条件: TM TRADE TERM HBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / □ BENEFICIARY)	S CIF L	RE FOR ACCOUNT	OF BENEFICIARY.	PLACE)
帝品 CDVERING GOODS 特別条件 ジタ SPECIAL CONDITIONS X T. T. REIMBU X ALL BANKIN X DISCREPACY	TE OF ORIGIN IN TE OF ORIGIN IN (極力簡潔にご記 「極力簡潔にご記 IRSEMENT IS (□ IG CHARGES AND IN OTHER OF ORIGIN IN OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER	入下さい) 入下さい) ACCEPTABLE / □ PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (□ A	取引条件 : TN TRADE TERM HIBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION	S CIF L IS OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF	RE FOR ACCOUNT	FOB OF BENEFICIARY. スは輸出者負担、円建期限付はざちら	oかを選択
帝品 CDVERING GOODS 特別条件 ジタ SPECIAL CONDITIONS X T. T. REIMBU X ALL BANKIN X DISCREPACY	TE OF ORIGIN IN TE OF ORIGIN IN (極力簡潔にご記 「極力簡潔にご記 IRSEMENT IS (□ IG CHARGES AND IN OTHER OF ORIGIN IN OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER OTHER	入下さい) 入下さい) ACCEPTABLE / □ PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (□ A	取引条件: TM TRADE TERM HBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / □ BENEFICIARY)	S CIF L IS OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF	RE FOR ACCOUNT	OF BENEFICIARY.	かを選択
商品 COVERING GOODS 特別条件 ②6 SPECIAL CONDITIONS X T. T. REIMBUL ALL BANKIN DISCREPACY ACCEPTANC	NE OF ORIGIN IN (極力簡潔にご記 (極力簡潔にご記 IRSEMENT IS (IRSEMENT IS	入下さい) 入下さい) ACCEPTABLE / □ PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (□ A ID DISCOUNT CHARGES	取引条件: TN TRADE TERM HBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF(AP	S CIF L IS OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF	RE FOR ACCOUNT	FOB OF BENEFICIARY. スは輸出者負担、円建期限付はざちら	かを選択
CERTIFICA CERTIFICA CERTIFICA R CERTIFI	TE OF ORIGIN IN TERNATION INTERNATION INTERNATIO	入下さい) ACCEPTABLE / PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (A ID DISCOUNT CHARGES) 、特別の指示がない限せていただきますので UFORM CUSTOMS AND P ONAL CHAMBER OF COM	取引条件: TM TRADE TERM HBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / □ BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF (□ AP U. ご了承下さい。 RACTICE FOR DOCUMENTARY WERCE PUBLICATION NO. 600, RULLES FOR BANK-TO-BANK	S CIF L IS OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF	C&F) LJ RE FOR ACCOUNT ICIARY). (アクセプタン	FOB OF BENEFICIARY. スは輸出者負担、円建期限付はざちら 基づき、上記内容の信用状	の発行を依頼します。
CERTIFICA CERTIFICA CERTIFICA R CERTIFI	TE OF ORIGIN IN TERNATION INTERNATION INTERNATIO	入下さい) 入下さい) ACCEPTABLE / PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (ACCOUNT CHARGES) 、特別の指示がない限せていただきますので せていただきますので INTERM CUSTOMS AND PONAL CHAMBER OF COME	取引条件: TM TRADE TERM HBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / □ BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF (□ AP USE OF OF (S UTSIDE JAPAN A . PLICANT / □ BENEF 責行に別に差し入れ	(C&F) C&F) C C&F) C C&F) C C&F) C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	FOB OF BENEFICIARY. Aは輸出者負担、円建開限付はざちら 基づき、上記内容の信用状 D SIGNATURE (お届けの署名ま	の発行を依頼します。
CERTIFICA CERTIFIC	TE OF ORIGIN IN TERNATION IN TERNA	入下さい) ACCEPTABLE / PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF (AD DISCOUNT CHARGES) 、特別の指示がない限せていただきますので UFORM CUSTOMS AND P ONAL CHAMBER OF COMMITTE UNIFORM FARY CREDITS, ICC PUB 確認信用状の場合:	取引条件: TN TRADE TERM HIBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF (AP U 、ご了承下さい。 RACTICE FOR DOCUMENTARY REFCE PUBLICATION NO. 500. RULES FOR BANK-TO-BANK LICATION NO. 725	S UTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF 責行に別に差し入れ 為 店 料 輸入 ユー	RE FOR ACCOUNT ICIARY). (アクセプタン D. た信用状取引約定に AUTHORIZE 記 入 ザンス ハネ	FOB OF BENEFICIARY. スは輸出者負担、円建期限付はどちら 基づき、上記内容の信用状 D SIGNATURE (お届けの署名を 模) 返り融資 薬 (他)	の発行を依頼します。
CERTIFICA CERTIFICA CERTIFICA CERTIFICA R CERTIFIC	TE OF ORIGIN IN TERNATION IN TERNATION IN TERNATION INTERNATION INTERNAT	入下さい) ACCEPTABLE / PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF [A ID DISCOUNT CHARGES A 、特別の指示がない限せていただきますので HFORM CUSTOMS AND P ONAL CHAMBER OF COMI	取引条件: TM TRADE TERM HIBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF (AP WILLS FOR BANK-TO-BANK LICATION NO. 600. RACTICE FOR DOCUMENTARY MERCE PUBLICATION NO. 600. RACTICE FOR BANK-TO-BANK LICATION NO. 725	S UTSIDE JAPAN A S OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF 黄行に別に差し入れ 輸入ユー 料率: ⑥・⑩ ① 一覧払	RE FOR ACCOUNT ICIARY). 「アクセプタン た信用状取引約定に AUTHORIZE 記 大 ボンス ハネ () % ① 商	FOB OF BENEFICIARY. スは輸出者負担、円建期限付はどちら 基づき、上記内容の信用状 D SIGNATURE (お届けの署名記機) 返り融資 薬 (物度) をより融資 薬 (物度)	の発行を依頼します。 の発行を依頼します。 ないまたは記名捺印) ないまたは記名捺印) ないまたは記名捺印) ないまたは記名捺印)
CERTIFICA CERTIFIC	TE OF ORIGIN IN TERNATION IN TERNA	入下さい) ACCEPTABLE / PROI COMMISSIONS INCLUDING OR ACCOUNT OF [AD DISCOUNT CHARGES / A	取引条件: TM TRADE TERM HIBITED). REIMBURSEMENT COMMISSION PPLICANT / BENEFICIARY) ARE FOR ACCOUNT OF (AP WILLS FOR BANK-TO-BANK LICATION NO. 600. RACTICE FOR DOCUMENTARY MERCE PUBLICATION NO. 600. RACTICE FOR BANK-TO-BANK LICATION NO. 725	S UTSIDE JAPAN A S OUTSIDE JAPAN A PLICANT / BENEF 責行に別に差し入れ 編入ユー 料率: ②・③・	RE FOR ACCOUNT ICIARY). (アクセプタン かた信用状取引約定に 記 入 ザンス ハネ () % ① 商 ハ () 日 ス () 日 ② 手	FOB OF BENEFICIARY. A は輸出者負担、円建期限付はざちら 基づき、上記内容の信用状 D SIGNATURE(お届けの署名記機) 変り融資 薬 (物 野 選 選 番 号 (指示・条件)	かを選択 の発行を依頼します。 サ 照 :

L/C発行依頼書の記入方法

⑤信用状の指定銀行と使用方法:信用状を使用できる銀行を、信用状通知銀行(ADVISING BANK)に限定する(RESTRICT)か、どの銀行(ANY BANK)でも良いことにするか、を明示して下さい。また、信用状の使用方法について、「引受(BY ACCEPTANCE)」か「買取(BY NEGOTIATION)」のいずれかを選んで下さい。他にも「一覧後払い」「後日払」がありますが、荷為替のための信用状には、「引受」と「買取」が一般的です。

⑩満期の表示:輸出者が振り出す為替手形の期限を表示して下さい。一覧払とするか期限付とするかは、発行依頼人と海外輸出業者との契約条件や、振出地・引受/支払地における商慣行を考慮する必要があります。

⑪手 形 の 振 出 限 度 額:商 業 送 り 状 (COMMERCIAL INVOICE)の金額に対する、手 形限度額の割合を明示して下さい。商業送 り状金額全額を手形金額とする場合は、「FULL INVOICE VALUE」にチェックして下さい。

®**手形支払銀行***:特殊な条件がなければ、 特別な指示は不要です。

⑩商業送り状:必要とする通数を記入して下さい。作成方法や記載事項について特別の指定をする場合は、その内容を記入して下さい。

⑩船荷証券:船荷証券は通常、同等の効力をもった正本が3通発行されますが、原則として全通の提出となります。また取引条件(後述)がCIFまたはCFRの場合は「FREIGHT PREPAID(運賃支払済)」、FOBの場合は「FREIGHT COLLECT(運賃要支払)」を表示して下さい。

①航空貨物運送状: 航空便による輸送の場合は船荷証券に代わって航空貨物運送状が必要となります。当行を荷受人とし、船荷証券と同様 「FREIGHT PREPAID」または 「FREIGHT COLLECT」を表示して下さい。

②保険証券:取引条件がCIFの場合、原則として白地裏書の行われた保険証券2部を要求します。付保金額は、商業送り状金額の110%以上です。また、CFRやFOBが取引条件で海上貨物保険契約が輸入者負担の場合は、「INSURANCE TO BE EFFECTED BY APPLICANT」にチェックし、保険会社名をお知らせ下さい。

②その他の書類:契約上、その他の書類が必要な場合は、書類名·通数·作成者等を明示して下さい。梱包明細書(Packing List)、原産地証明書*(Certificate of Origin)、重量容積明細書*(Weight and Measurement List)等があります。

図商品:荷物の名称を明確に記入して下さい。必要に応じて品質・数量*・容積・重量等を指定して下さい。単価と数量を指定する場合は、信用状金額と矛盾しないようにして下さい。

⑤取引条件:取引条件の明確な指図をして下さい。主なものは以下のとおりです。

FOB;船積港において、船上に商品を積み込むまでの値段。運賃と保険料は含まない。

CFR: FOBに運賃を加えた値段。保険料は含まない。

CIF: 運賃・保険料とも込みにした値段。

20特別条件

- ◆ ITリンバースメント:輸出者の取引銀行が、電信で決済代金の即時償還を請求することをITリンバースメントと言います。この場合、書類が到着する前に輸出者に対して決済代金が支払われる可能性があります。条件として許容するかどうかを明示して下さい。
- ◆ 国外で発生する手数料の負担者を表示して下さい。特に指定が無い場合は受益者負担となります。
- ◆ ディスクレ・チャージ:瑕疵(ディスクレ)がある書類を取り扱う場合の、手数料負担を明示して下さい。

*は4ページに解説があります。

貿易実務のツボ

净用 語 解 説**麥**

確認信用状

発行依頼人が確認の付与を依頼しても、発行銀行と通知銀行の間にその取り決めが無いと、確認の取扱ができない場合がある。

讓渡可能信用状

通常の信用状では、受益者は信用状に表示されている者 に限られる。しかし、信用状に「譲渡可能」の文言があ る場合、第三者に信用状が譲渡されることが可能。譲渡 には次のような条件がある。

①信用状に「transferable」と表示されている。

②譲渡は、第一受益者から第二受益者に対して1回限り可能。 ③信用状が分割船積を禁じている場合、分割譲渡はできない。 ④信用状金額・商品単価の減額、有効期間・書類呈示期間・積 出期間の短縮は可能だが、その他の条件は変更できない。 ⑤すぐに使用可能な信用状であること。

(信用状の)通知

当行からは信用状は電信で送付される。通常、通知銀行 ではこれを接受すると、通知書を作成し、受益者へ交付 する。

コルレス銀行

Correspondent Bank。国際決済を行うにあたり、外国為替取引の決済に関する契約であるコルレス契約 (Correspondent Agreement)を結んでいる銀行。海外の銀行間には、為替決済について最終的な決済をする中間銀行が存在しないため、このような契約を個々の銀行間が締結している。

L/C発行金額

後述の数量と同様に、L/C発行金額も金額に「about(約)」を付けると、10%以内の範囲で増減が許容される。また、「more or less allowed」の欄に具体的な数字(例えば、5% more or less)を記入して増減額に対応することもできる。

有効期限·呈示期間

信用状の有効期限かつ呈示期間内に、銀行に手形・書類が呈示されなければならない。また、信用状に呈示期間が明示されていない場合は、船積書類の発効日後21日以内に呈示されなければならない。



船積期限と分割船積

分割船積の取引で船積時期を指定する場合は、注意が必要。個々の船積時期・数量が決まっていないと、契約どおりのスケジュールによる船積でなくても、信用状上の船積期限内であれば、輸入者は書類を受け取らなければなりません。また一部のみの船積では商品の価値が減少するような場合には、分割船積の許容は慎重にしなければならない。

手形支払銀行

通常は発行銀行のコルレス銀行を手形の支払銀行としますが、銀行では通貨の種類、コルレス契約等の状況を勘案して支払銀行を選びますので、「drawn on」の後に、「you or your correspondent」の文言が入る。

原産地証明書

貨物の原産地を証明する書類。所定の様式で作成し、各地の商工会議所等の公共団体、政府機関、輸入国の領事等が査証を行う。また現在日本は、いくつかの国と自由貿易協定(FTA)や経済的連携協定(EPA)を結んでいるが、これらの協定国との取引では、原産地証明書が必要。

重量容積明細書

公的検量人により発行された貨物の重量・容積・個数に 関する証明書。この数字が海上運賃の基礎となる。通常 は輸出地の公的機関等によって作成されるので、対外的 に証明書としての効力を有する。

(商品の)数量

工業製品のような包装貨物であれば、包装ごとに個数で数えることができるが、貨物の種類によっては、誤差物とすいものもある。梱包せずバラなる。商品ごとに標準的な軽量単位や取引単位が決まっていますが、慣習の出るとが多くなる。方、定められた数量の出るが、大量に取引単位が決まっていますが、関連におる決済の前提なので、誤差が想定といるといるのには、過不足の幅について信用状に適切に反映さ数と合には、過不足の幅についれば、10%の過不足を容認するる場に記載されているので、これで過不足許容条件に対処するもしない。表示がないと5%以内の過不足が許容されることになる。

貿易実務のツボ

発行:北陸銀行

国際部 国際業務推進グループ

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26 TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail:kokugyo@hokugin.co.jp